

CHUBU REGIONAL ENVIRONMENT OFFICE

中部地方環境事務所

業務概要



中部地方環境事務所管内図

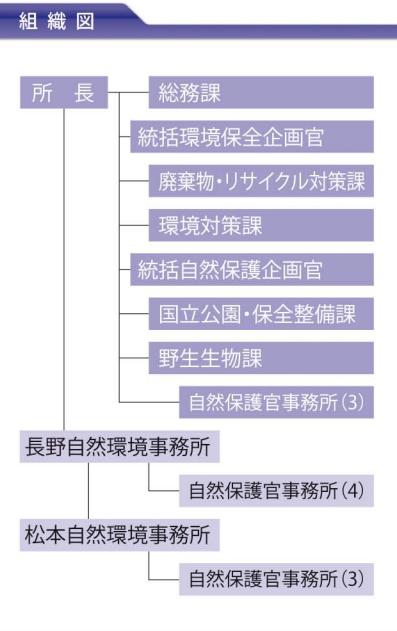
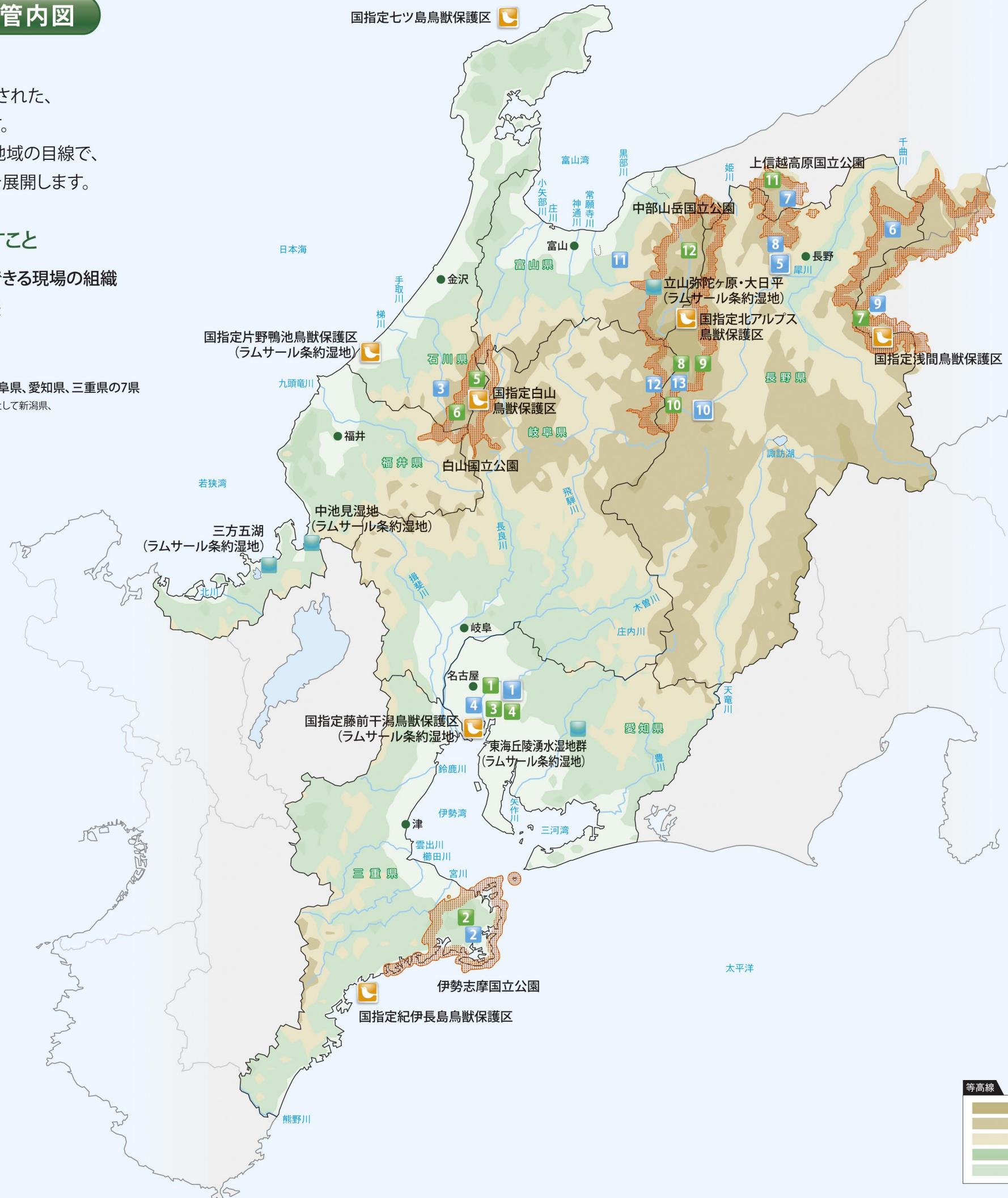
中部地方環境事務所は、
平成17年10月に全国7ヶ所に設置された、
環境省の地方支分部局の一つです。
中部地域の実情を的確にとらえ、地域の目線で、
各主体との協働により、環境行政を展開します。

中部地方環境事務所が目指すこと

- 1 機動的できめ細やかに対応できる現場の組織
 - 2 “地域環境力”的活性化と支援
 - 3 地域の環境データバンク

【管轄区域】富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、愛知県、三重県の7県

※国立公園及び国指定鳥獣保護区に関する管轄区域の特例として新潟県、群馬県の一部が含まれます。



事務所一覧

- 中部地方環境事務所**
 - 志摩自然保護官事務所
 - 白山自然保護官事務所
 - 名古屋自然保護官事務所
 - 長野自然環境事務所**
 - 志賀高原自然保護官事務所
 - 妙高高原自然保護官事務所
 - 戸隠自然保護官事務所
 - 万座自然保護官事務所
 - 松本自然環境事務所**
 - 立山自然保護官事務所
 - 平湯自然保護官事務所
 - 上高地自然保護官事務所

施設等一覧

- 中部環境パートナーシップオフィス
 - 横山ビジターセンター
 - 藤前干潟稲永ビジターセンター
 - 藤前干潟藤前活動センター
 - 中宮温泉ビジターセンター
 - 市ノ瀬ビジターセンター
 - 鹿沢インフォメーションセンター
 - 上高地ビジターセンター
 - 上高地インフォメーションセンター
 - 沢渡ナショナルパークゲート
 - 笹ヶ峰ビジターセンター
 - 欅平ビジターセンター

國立公園等

-



廃棄物・リサイクル対策

廃棄物・リサイクル対策課

国内外における循環型社会の形成推進のため、関係機関等と連携しながら、廃棄物等の不適正な輸出入を防止するとともに、3R(Reduce: リデュース、Reuse: リユース、Recycle: リサイクル)や適正処理・不法投棄対策、地域循環圏の形成の推進等に取り組んでいます。

1 廃棄物等の不法輸出入の撲滅に係る取組

経済のグローバル化の進展により国境を越えた資源の再生利用等が増加しており、環境保全の観点から適正に管理された形での国際的な資源循環の確保が課題となっています。

このため、廃棄物処理法に基づく廃棄物の輸出入に係る審査や廃棄物処理法及び特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（バーゼル法）に係る事前相談や説明会の開催、税関と連携した貨物の調査等の実施により、中部地域における廃棄物等の不適正な輸出入の撲滅を推進しています。

2 廃棄物の適正処理・不法投棄対策の推進

廃棄物の適正処理を確保していくためには、不法投棄・不適正処理の未然防止と早期発見・早期対応による拡大防止が極めて重要です。このため、関係機関等と連携し、以下のような取組を行っています。

○監視・啓発活動の実施

不法投棄されやすい場所への監視カメラの設置、5月30日（ごみゼロの日）から6月5日（環境の日）までの「全国ごみ不法投棄監視ウィーク」を中心とした監視活動や啓発活動の実施等に取り組んでいます。

○研修会・連絡会の実施

中部7県の地方公共団体や国の地方支局からなる中部地方不法投棄対策連絡会や自治体担当者向けの研修会の実施により、不法投棄等対策の知見・経験の共有と対策の促進に取り組んでいます。

研修会の実施



普及啓発活動（3R推進中部地方大会）



食品リサイクルシンボルマーク



食品リサイクルを応援しています。

税関と連携した貨物の調査



家電リサイクル施設 監視カメラ



3 リサイクル対策の推進

関係機関と連携して、家電・自動車・食品・小型家電等のリサイクル法に基づく事業者等への立入検査・調査や普及啓発等を実施し、中部地域におけるリサイクル対策の徹底を推進しています。

4 3R・地域循環圏形成の推進

循環型社会を構築していくためには、3Rの取組を推進していくことが必要であり、私たちの生活・行動様式の見直しなど、一人ひとりの地道な取組を進めていくことが重要です。

○3R推進中部地方大会の実施

地域で3Rの取組を進める企業・NPO等と連携して、具体的な3Rの取組事例を紹介したり体験イベントを行う等の3R推進地方大会の開催など、循環型社会の構築に向けた普及啓発活動を実施しています。

○地域循環圏の形成推進

未利用の循環資源（例えば、廃プラスチック、紙くず、食品残さ、小型家電）について、中部地域の自治体、リサイクル事業者、廃棄物を排出する事業者等と具体的な資源化ルート構築のための調査・検討を実施し、循環資源の性質等に応じた地域循環圏づくりに取り組んでいます。

特に、食品残さについては、食品リサイクルの取組をより多くの方々に身近に感じていただき、認知度やイメージの向上等を図ることが、食品リサイクルのより一層の普及には不可欠であることから、食品リサイクルの取組を表す愛称「めぐりふーど」とシンボルマークを定め、幅広く使用いただけるようにしました。これらを通じて地域循環圏の形成を推進していきます。

環境保全対策

環境対策課

地域における地球温暖化防止活動の促進に取り組むとともに、地方公共団体、国民、事業者、民間団体等が行う環境教育・環境保全活動を支援し、活動の活性化を図っています。また、公害問題、化学物質問題等への対応に取り組んでいます。

1 地球温暖化対策の推進

温室効果ガスの増加による地球温暖化は、気候変動をもたらし、私たち人類を含めた生態系に大きな影響を及ぼします。地球温暖化が及ぼす影響を防止するために、温室効果ガス排出量削減事業、地球温暖化防止国民運動等に取り組んでいます。

○二酸化炭素排出抑制対策補助事業の執行

地方公共団体や民間団体が行う再生可能エネルギーや省エネルギー機器の導入等に対する補助事業を実施しています。

○smart move の推進

「移動」を「エコ」にする新たなライフスタイル「smart move」を推進しています。

○カーボン・オフセットの推進

カーボン・オフセット及びカーボン・オフセットに用いられるクレジット制度の普及に取り組んでいます。

補助事業を利用して設置された太陽光パネル（伊賀市）



補助事業を利用して導入されたハイブリッド・オフロード車



環境白書を読む会



2 環境教育の振興・環境保全活動の推進

環境への理解を深め、環境を思いやる心を育み、持続可能な社会を構築していくため、国や地方公共団体、国民、事業者、NPO等がともに環境の保全に取り組んでいます。

○環境パートナーシップの推進

持続可能な地域をつくるため、その担い手である市民・NPO・企業・行政の連携の拠点として、「中部環境パートナーシップオフィス（EPO中部）」を地域のNPOと協働で運営しており、多様な主体が連携する協働事業の創出を支援しています。

また、持続可能な地域づくりに役立つものの、継続実施が難しい事業に対する支援をおこなっています。

○環境教育や環境保全活動を推進する人材の育成

地域や企業で活躍する環境力エンジニアの資質、能力等の向上を図ることを目的に、環境力エンジニア研修を実施しています。

また、各地域における環境学習の拠点である環境学習施設や関係自治体からなるネットワーク会議を開催して知見・経験の共有を図っています。

ゴルフ場農薬水質調査



3 水・大気・土壌等の環境管理、石綿健康被害救済

地方公共団体との連携を図りながら、大気、水質、土壌等の環境汚染を把握し、緊急の場合は法令に基づき報告の徴収や立入検査を行うとともに、土壌汚染対策法に基づく指定調査機関の指定等を行っています。

また、石綿による健康被害に対する各種給付金の申請の受付及び相談を行っています。

4 環境影響評価の適切な実施

環境影響評価法に基づき地域特性に応じた審査を適切に行うため、地域における環境情報の整理、問題点の把握等を行うとともに、国の地方支分部局や地方公共団体と緊密な関係を築きながら環境保全に取り組んでいます。



自然環境の保全と整備

国立公園・保全整備課

4つの国立公園(上信越高原、中部山岳、白山、伊勢志摩)の優れた自然環境を保護するとともに、国立公園を訪れる方が安全・快適に利用できるように歩道、園地等を整備し、自然とのふれあいを推進しています。また、貴重な自然、景観、歴史文化等の資源を活用したエコツーリズムを普及させる取組や、失われた自然環境を回復させるために自然を再生する取組を行っています。

1 国立公園の管理

○公園計画と管理計画の策定

国立公園を適正に管理運営するため、自然公園法に基づいて保護及び利用のための公園計画を定めています。地域の状況に応じて国立公園のきめ細かな管理を行うルールとして管理計画も定めています。

○開発行為等の規制

国立公園の中では、自然の風景や動植物を保護するため、工作物・広告物等の設置や動植物の採取等を行う際は、事前に許可等を受ける必要があります。申請は、各自然保護官事務所にお問い合わせ下さい。

○公園施設の整備

国立公園を訪れる方が安全・快適に自然とふれあうことができるよう、歩道やトイレ、駐車場等の施設を整備しています。特に利用者が多い場所では、自然情報の提供や自然観察会の開催等の拠点となるビジターセンターの整備を行っています。

○グリーンワーカー・マリンワーカー事業の実施

自然環境の状況に応じて地域と協働して国立公園の管理を行つため、動植物の生息状況調査や社会状況に詳しい地元の人々の協力を得ながら登山道の修繕、美化清掃、外来植物の駆除等を行っています。

■中部山岳国立公園



指 定：昭和9年（1934年）12月4日
面 積：1,741,323ha
関係県：新潟県、富山県、長野県、岐阜県
白馬岳、立山、松ヶ岳等の3,000m級の山々から成る山岳景観と高山一帯等に咲き誇る高山植物が多くの登山者を魅了する日本を代表する山岳国立公園です。

■上信越高原国立公園



指 定：昭和24年（1949年）9月7日
(妙高・戸隠地域編入：昭和31年7月10日)
面 積：1,881,072ha
関係県：群馬県、新潟県、長野県
浅間山を代表とする活火山や志賀高原等の高原地域から成り、高層湿原などの豊かな自然や、スキー場、温泉利用なども楽しめる国立公園です。

2 自然とのふれあい・エコツーリズム

○自然とのふれあい行事の実施

国立公園の自然の中で充実した体験ができるように、自然公園指導員やパークボランティア等の方々と協力しながらビジターセンター等を拠点に自然観察会等の各種プログラムを企画・実施しています。

また、子どもたちが自然とふれあい、環境の大切さを学ぶように、小中学生を対象に国立公園のパトロール、動植物の調査等のレンジャー（自然保護官）の仕事を体験していただく行事や出前授業を行っています。

○エコツーリズムの推進

エコツーリズムは、地域の自然や伝統的な生活文化を体験して学びながら、これらの保全に責任を持つ観光のあり方です。環境保全、観光振興、地域振興などの相乗効果を生むため、加子母ひのき拡販推進協議会に対しコーディネーターを派遣して、ルール、プログラムづくり等を支援したり、エコツーリズム推進に取り組む市町村や協議会等の団体に対して活動の経費の一部を支援しています。

3 自然再生事業

草原景観や湿原の保全と適正な利用を進めるべき場所、内湾での干潟再生が生物多様性の回復につながる場所、湖水の水質改善や外来種対策により固有の動植物や食文化を守ろうとしている場所等において、過去に失われた自然環境を再生する取組を進めています。中部地方においては、福井県三方郡美浜町、三方上中郡若狭町における「三方五湖自然再生協議会」を平成23年5月1日に設置し各種の取組を進めています。



野生生物の保護管理

野生生物課

絶滅のおそれのある野生生物の保護を図るため、希少種の捕獲等を規制するとともに関係機関と連携して生息地の保全等の保護増殖事業を行っています。また、鳥獣の適正な保護管理のため捕獲等を規制するとともに、7つの国指定鳥獣保護区の保全管理と適正な利用の推進に努めています。さらに、我が国本来の生態系を脅かしている外来生物による被害防止を図っています。

1 希少野生動植物の保護

○捕獲や譲渡等の規制

絶滅のおそれのある野生動植物種を載せたレッドリストの中で、特に希少な動植物種については、その捕獲、譲渡等を規制する「種の保存法」に基づいて保護しています。

○保護増殖事業

人間の手で積極的に増やさなければ絶滅してしまうおそれのある希少野生動植物種について、環境省は関係行政機関や研究者、民間団体と連携しながら、生息地の保護、人工増殖の実施等を行っており、中部地方環境事務所では、ヤシャゲンゴロウ、イタセンパラ、アベサンショウウオ等の保護活動に取り組んでいます。また、平成24年10月にライチョウの保護増殖事業計画が策定されたことから、具体的な保護増殖の内容について検討しています。



ヤシャゲンゴロウ

2 野生鳥獣の保護管理

○鳥獣の捕獲許可

野生に生息している鳥獣の捕獲や狩猟を「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」に基づいて規制し、鳥獣の適切な保護管理を行っています。

○鳥獣保護区の管理

特に鳥獣の保護を行う必要がある区域については、国指定鳥獣保護区に指定して鳥獣の保護管理を行っています。鳥獣保護区には管理員を配置し、鳥獣の生息調査、密猟防止等を行っています。

保護区名	指定区分	面積 (ha)	関係県	生息する主な鳥獣種
白山	大規模生息地	38,061	石川県 岐阜県	イヌワシ、クマタカ、ツキノワグマ、ニホンカモシカ
片野鴨池	集団渡来地	10	石川県	マガ、ヒシケイ、トモエガモ、コハクチョウ
七ツ島	集団繁殖地	24	石川県	オオミズナギドリ、ヒメクロウミツバメ、カンムリウミスズメ、アマツバメ
藤前干潟	集団渡来地	770	愛知県	ハマシギ、ダイゼン、オソリハシシギ、メダイチドリ、ホウロクシギ
紀伊長島	集団繁殖地	6,131	三重県	カンムリウミスズメ、オオミズナギドリ、カラスバト、ウチヤマセンニユウ
北アルブス	希少鳥獣生息地	110,306	富山県 長野県 岐阜県	ライチョウ、イヌワシ、クマタカ、オオルリ、ニホンカモシカ、ツキノワグマ
浅間	大規模生息地	32,218	群馬県 長野県	イヌワシ、クマタカ、ヤイロチョウ、サンショウウオ、ヤマネ、ニホンカモシカ



国指定七ツ島鳥獣保護区大島



国指定藤前干潟鳥獣保護区



ラムサール条約湿地
立山弥陀ヶ原・大日平

○ラムサール条約湿地

ラムサール条約（特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約）に基づき、中部地方環境事務所の管内では、立山弥陀ヶ原・大日平（富山県）、片野鴨池（石川県）、三方五湖・中池見湿地（福井県）及び藤前干潟・東海丘陵湧水湿地群（愛知県）がラムサール条約湿地として登録されています。藤前干潟等にはビジターセンターを整備し、湿地に関する情報発信、体験学習等を実施して湿地の保全と適正な利用（ワイルドユース）を推進しています。



外来生物である
アルゼンチンアリ

3 外来生物対策

海外から持ち込まれ、我が国本来の生態系をおびやかしている特定外来生物については、「外来生物法」に基づきその飼育や輸入を規制して被害を防止しています。また、関係行政機関や研究者、民間団体と連携し、特定外来生物の駆除を行う防除事業を実施しています。

カーボン・オフセットの取組

日常生活や経済活動において避けることができないCO₂などの温室効果ガスの排出について、まずできるだけ排出量を減らす努力を行い、どうしても排出される温室効果ガスについて、排出量に見合った温室効果ガスの削減活動に投資することなどにより、削減しきれない温室効果ガスを埋め合わせるという考え方です。中部地方環境事務所では、本誌の製作に伴って生じるCO₂のうち、資材となる紙、インク、製版用パソコン、印刷機及び製本機械に係る使用電力から生じるCO₂について、J-VER(クレジット)を用いてオフセットしています。

オフセットに用いたJ-VERは、森林保全や再生可能エネルギーの利用、高効率設備の導入などによって生まれ出されるものです。その

効果として、環境教育の場や多様な動植物の住みかの創出、再生可能エネルギー設備の増加、地域活性化といったさまざまな付加価値を地域にもたらすことから、中部地域でもクレジットを創出する多くのプロジェクトが進み、既にさまざまな商品やサービスなどに用いられています。

当事務所としましては、今後、このようなカーボン・オフセットの取り組みを拡大させていきたいと考えております。本誌を御覧いただいた方で、印刷物のオフセットを実施した場合には、その概要を環境対策課までお寄せいただければ幸いです。



CO₂排出量 180.6kg-CO₂ (2000部作製時)

用紙材料 82.7kg + 製版工程 60.5kg + 印刷工程 25.3kg + 製本工程 12.1kg = 合計 180.6kg

この業務概要を作製する際に排出されたCO₂180.6kg(1部あたり90.3g)は、カーボン・オフセットプロバイダーを通じ、岐阜県産J-VER(東白川森林組合の間伐プロジェクト)によりカーボン・オフセットされ、地球温暖化防止に貢献しています。

事務所所在地

中部地方環境事務所

〒460-0001 名古屋市中区三の丸2-5-2

〈総務課〉	TEL 052-955-2130
〈廃棄物・リサイクル対策課〉	TEL 052-955-2132
〈環境対策課〉	TEL 052-955-2134
〈国立公園・保全整備課〉	TEL 052-955-2135
〈野生生物課〉	TEL 052-955-2139
〈生物多様性主流化チーム〉	TEL 052-955-2131

FAX:052-951-8889・052-951-8919
Eメール:REO-CHUBU@env.go.jp
URL:<http://chubu.env.go.jp>



志摩自然保護官事務所	〒517-0501 三重県志摩市阿児町鵜方3098-26	TEL 0599-43-2210	FAX 0599-43-2373
白山自然保護官事務所	〒920-2501 石川県白山市白峰木25-1	TEL 076-259-2902	FAX 076-259-2085
名古屋自然保護官事務所	〒455-0845 名古屋市港区野跡4-11-2 稲永ビジターセンター内	TEL 052-389-2877	FAX 052-389-2878
長野自然環境事務所	〒380-0846 長野県長野市旭町1108 長野第一合同庁舎	TEL 026-231-6570	FAX 026-235-1226
志賀高原自然保護官事務所	〒381-0401 長野県下高井郡山ノ内町大字平穏7148	TEL 0269-34-2104	FAX 0269-34-3828
妙高高原自然保護官事務所	〒949-2112 新潟県妙高市大字関川12279-2	TEL 0255-86-2441	FAX 0255-86-2464
戸隠自然保護官事務所	〒381-4102 長野県長野市戸隠豊岡9794-128	TEL 026-254-3060	FAX 026-254-3089
万座自然保護官事務所	〒377-1524 群馬県吾妻郡嬬恋村大字鎌原710 嬌恋観光協会2階	TEL 0279-97-2083	FAX 0279-97-4302
松本自然環境事務所	〒390-1501 長野県松本市安曇124-7	TEL 0263-94-2024	FAX 0263-94-2651
立山自然保護官事務所	〒930-0229 富山県中新川郡立山町前沢新町282	TEL 0764-62-2301	FAX 0764-63-5472
平湯自然保護官事務所	〒506-1433 岐阜県高山市奥飛騨温泉郷平湯763-12	TEL 0578-89-2353	FAX 0578-89-3638
上高地自然保護官事務所	〒390-1516 長野県松本市安曇4468 ※冬季連絡先:松本自然環境事務所	TEL 0263-95-2032	FAX 0263-95-2172

閏連機閏

中部環境パートナーシップ オフィス(EPO中部)

二四〇-二〇〇三名古屋市中区錦2-4-3錦パノラマビル4階

TEL 052 212 8605 FAX 052 212 8606

○この印刷物は、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(グリーン購入法)に基づく基本方針の判断の基準を満たす紙を使用しています。

○リサイクル適正の表示／この印刷
印刷用の紙にリサイクルできます。

リサイクル適性(A)
この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます